

白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章

昭和46年12月25日

1. 目的

私たちの住む荻町集落は天下の秘境として知られ、緑豊かな山々を背景に、白川郷の象徴であり国家的貴重な文化財の合掌集落を中心に、平家の落人の伝説を秘め、静かなたたずまいを見せております。

しかし乍ら、近年、生活文化の進化により集落の自然環境が著しく変形しつつあります。

また、合掌集落や自然環境が貴重な文化財として認識されてきた現在、既に村内の幾つかの合掌集落が失われて、内外共に惜しまれている現実を深く考えてみたいと思います。

こうした現実をふまえて、いま、美しい合掌集落と自然を守るには、合掌家屋の所有者のみでなく地域ぐるみの自覚と協力・努力なくしては不可能であります。

生活文化の水準が向上進化すればするほど、地域の自然環境を守ることは、文化的意義と、観光資源の活用による地域の産業振興につながる貴重な事業であることを自覚すると共に、かつ私たちの責務でもあると信じます。

そして、この自然環境を守ることができるのは、ここに住む私たちであることを認識し、住民の総意に基づきこの憲章を制定する。

2. 保存の原則

美しい荻町の自然環境を守るために、地域内の資源（合掌家屋・屋敷・農耕地・山林・立木等）については「売らない」「貸さない」「こわさない」の三原則を守ろう。

3. 自然環境を守るために

- イ 建物の修繕並びに新改築等に用いる色は、黒又は黒かっ色としよう。
- ロ 環境にそぐわない看板・広告等は掲示しないよう努めよう。
- ハ 集落の周囲の山の木はなるべく切らないようにしよう。
- ニ 合掌集落の景観を損なうような建物、その他の施設はしないように努めよう。
- ホ 進んでゴミのない美しい集落の実現に努めよう。

4. 合掌家屋を守るために

- イ 合掌家屋所有者は、合掌家屋が重要な文化財であることを認識し、生活の不便をしのぎ保存に努めよう。
- ロ 住民全員は、合掌家屋が荻町集落の宝であることを自覚し、所有者の保存に積極的に協力しよう。
- ハ 合掌家屋は特に火に弱い建物であるから火気に細心の注意をはらおう。

5. 風習を守るために

集落の土と人と共に生きてきた風習や風俗並びに郷土芸能等の保存継承に努めよう。